

議案 1 号

建築基準法の規定に基づく 廃棄物処理施設の位置について

第86回 長野市都市計画審議会

令和4年11月15日

建設部 建築指導課

1

建築基準法第51条

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者※が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

※都市計画法第15条の規定により

一般廃棄物処理場の決定者：市町村 = 市町村都市計画審議会の議
産業廃棄物処理場の決定者：都道府県 = 都道府県都市計画審議会の議

2

建築基準法施行令第130条の2の2（抜粋）

（位置の制限を受ける処理施設）

第130条の2の2 法第51条本文の**政令で定める処理施設**は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下、「廃棄物処理法施行令」）第5条第1項の**ごみ処理施設**（ごみ焼却場を除く。）
- 二 **次に掲げる処理施設**
 - イ 廃棄物処理法施行令第7条第一号から第十三号の二までに掲げる**産業廃棄物の処理施設**
 - ロ（略）

3

廃棄物処理法施行令第5条（抜粋）

（**一般廃棄物**処理施設）

第5条

法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、**一日当たりの処理能力が5t以上のごみ処理施設**とする。

廃棄物処理法施行令第7条（抜粋）

（**産業廃棄物**処理施設）

第7条 法第15条第1項の**政令で定める産業廃棄物の処理施設**は、次のとおりとする。

- 七 **廃プラスチック類の破砕施設**であって、**一日当たりの処理能力が5tを超えるもの**
- 八の二 **第2条第二号に掲げる廃棄物（＝木くず）**（事業活動に伴って生じたものに限る。）**又はがれき類の破砕施設**であって、**一日当たりの処理能力が5tを超えるもの**

4

建築基準法施行令第130条の2の3（抜粋）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

第130条の2の3 法第51条ただし書きの規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更

1日当たりの処理能力が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

チ 廃プラスチック類の破碎施設 6t

又 木くず又はがれき類の破碎施設 100t

本件：① 一般廃棄物と産業廃棄物の処理施設 → 建築基準法51条の許可必要
② 処理能力が許可不要となる数値を超える

※都市計画法第15条の規定により

一般廃棄物処理場の決定者：市町村 → 長野市都市計画審議会の議

産業廃棄物処理場の決定者：都道府県 → 長野県都市計画審議会の議

5

許可申請の概要

1 申請者

長野市大字大豆島3397番地6

直富商事株式会社 代表取締役 木下 繁夫

2 建築場所

長野市大字大豆島字上之島3577番2他

3 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

用途地域：工業専用地域

敷地面積：9,351.79㎡

主要用途：廃棄物処理施設

工事種別：新築

建物規模：

	①選別処理棟	②事務所棟	③ストックヤード棟	合計
建築面積	3,532.52 ㎡	111.78 ㎡	525.67 ㎡	4,169.97 ㎡
延べ面積	3,475.79 ㎡	223.56 ㎡	525.67 ㎡	4,225.02 ㎡

6

許可申請の理由

- ・令和3年7月の豪雨災害により、秋古工場が土砂崩れで被災、一部使用不能で、復旧土木工事は長期化の見込み
- ・経済活動で生ずる廃棄物の滞留を防ぐために、本社工場のある大豆島東工業団地(工業専用地域)に機能移転し、処理を早期再開したい
- ・市内で大規模災害が発生した場合、大量の災害ゴミ等の一般廃棄物のうち市で受入できない分の受入れ・処理を行えるように、一般廃棄物処理の許可を取得したい
- ・低炭素社会の実現に寄与するため、RPF(再生固形燃料)の製造施設を新設したい



「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の処理施設の新設にあたり、
建築基準法第51条の許可を申請するもの

7

建築基準法第51条許可が必要な処理内容及び処理能力

【一般廃棄物】

災害時等に発生する大量の一般廃棄物や、市が受け入れ困難な処理困難物の受け入れを想定

処理内容	処理能力	許可対象
破碎（粗破碎機 選別前処理） =①	※ 209.28 t/日	5 t/日 以上
選別	338.40 t/日	
圧縮・結束（選別後処理）	※ 142.87 t/日	
破碎（二軸破碎機 硬質廃棄物用） =②	※ 432.00 t/日	
破碎（一軸破碎機 RPF製造前処理） =③	※ 69.93 t/日	
圧縮・固化（RPF製造処理）	31.20 t/日	
切断	※ 36.00 t/日	
選別（廃石膏ボードの選別処理）	204.00 t/日	

※処理品目のうち代表的な廃プラスチック類の処理能力(処理品目に限らず1日5t以上の処理を行うものは要許可)

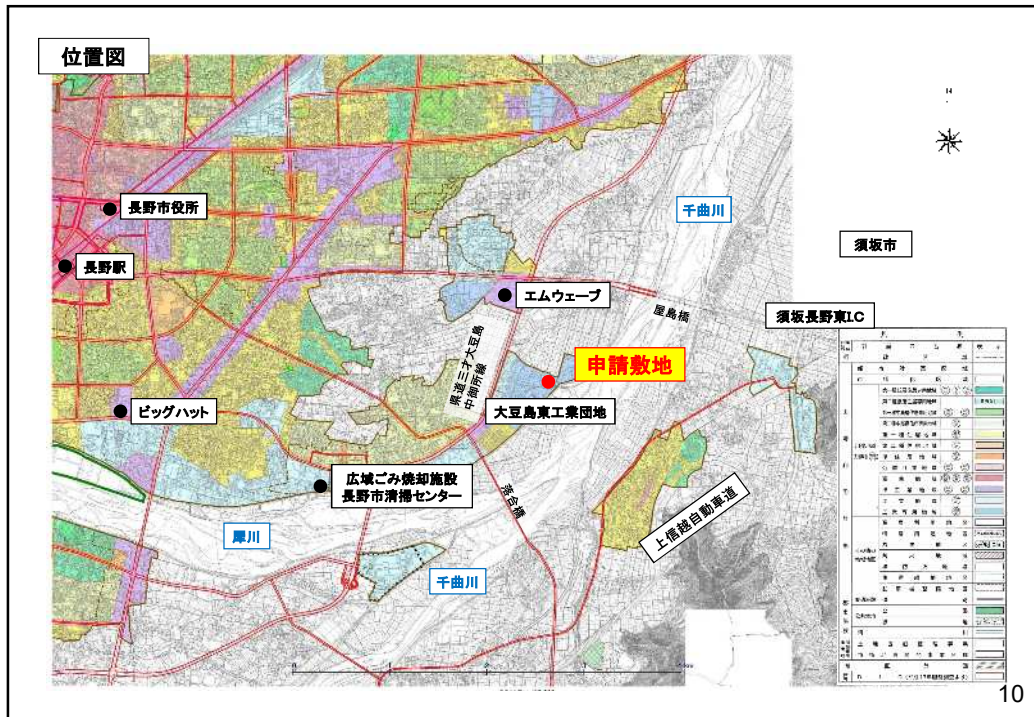
8

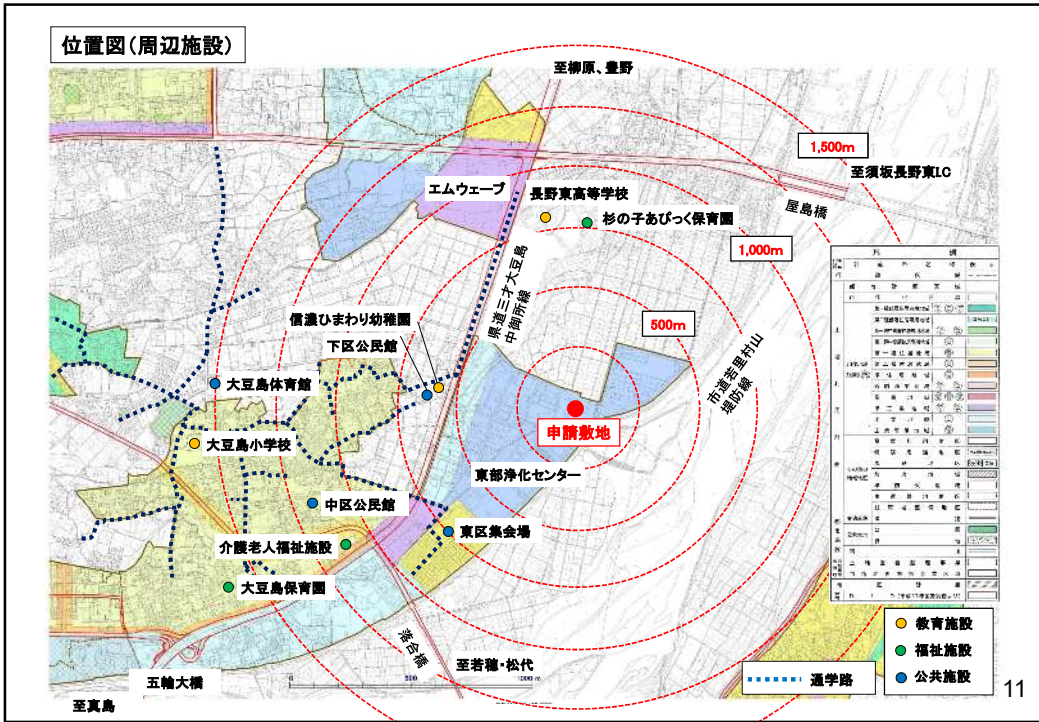
建築基準法第51条許可が必要な処理内容、処理品目及び処理能力

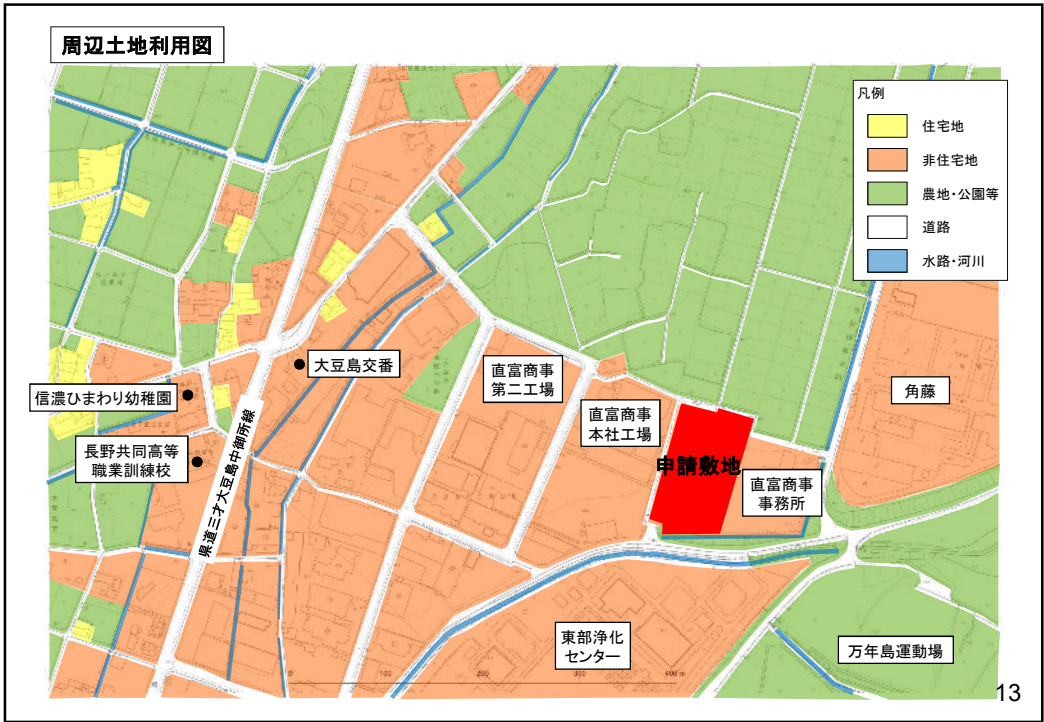
【産業廃棄物】

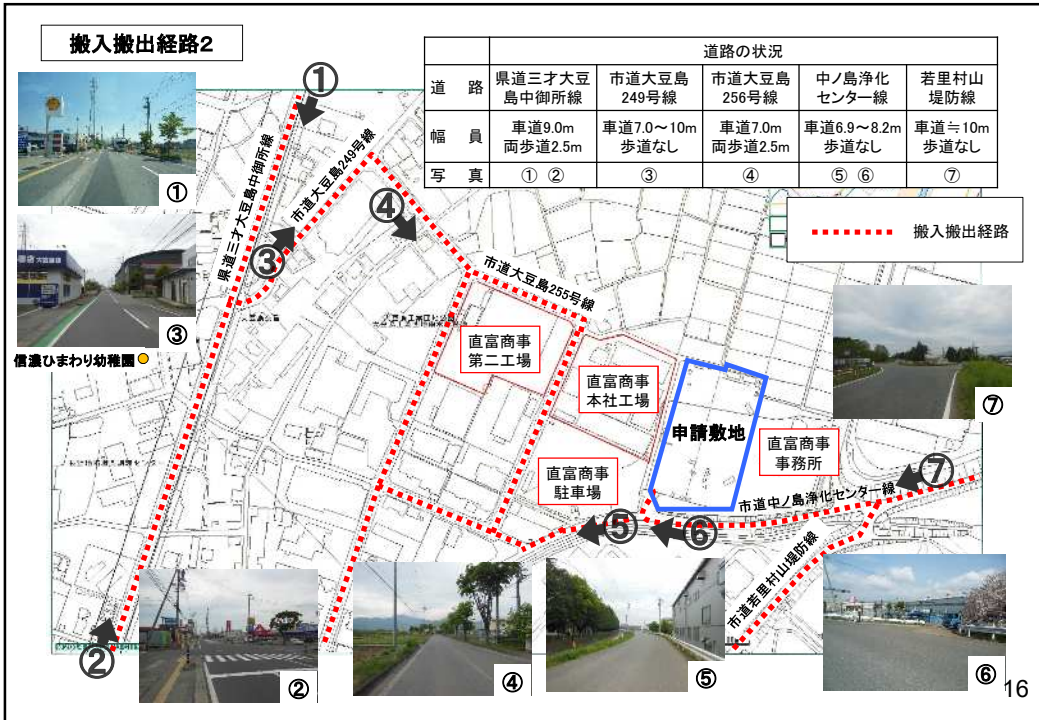
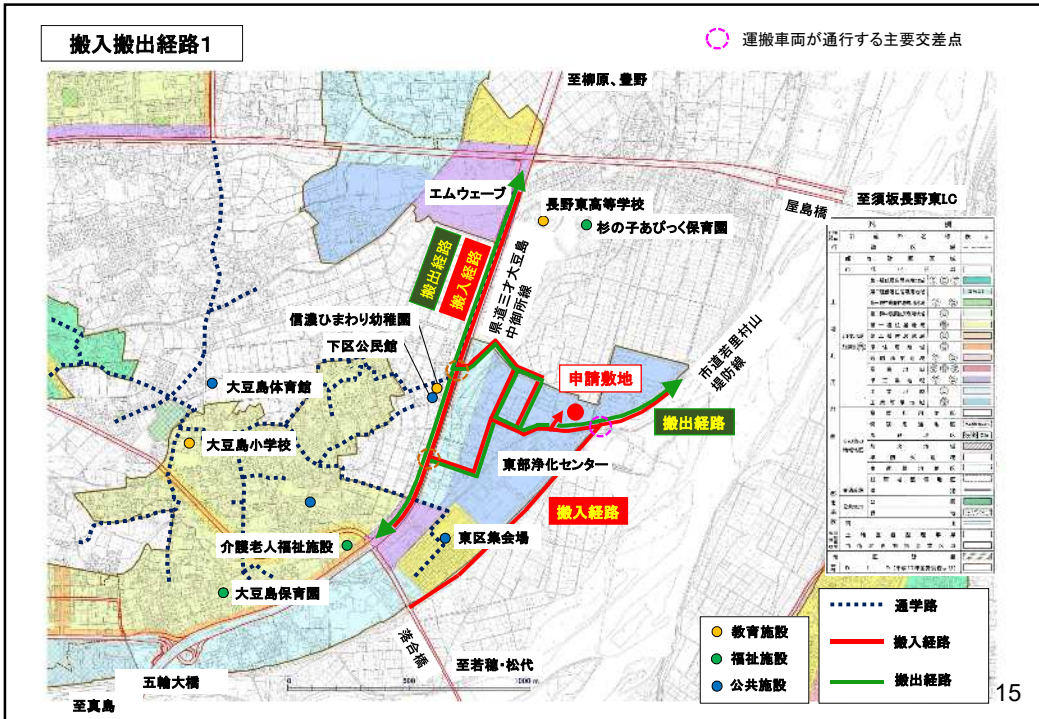
処理内容	処理品目	処理能力※	許可対象	
破 碎	①粗破碎機 (選別前処理)	廃プラスチック類	209.28 t/日	・廃プラスチック 6 t/日 超え ・木くず、がれき 100t/日 超え
		木くず	361.92 t/日	
		がれき類	389.28 t/日	
	②二軸破碎機 (硬質廃棄物用)	廃プラスチック類	432.00 t/日	
		木くず	609.60 t/日	
		がれき類	746.40 t/日	
③一軸破碎機 (RPF製造前処理)	廃プラスチック類	69.93 t/日		
	木くず	84.12 t/日		

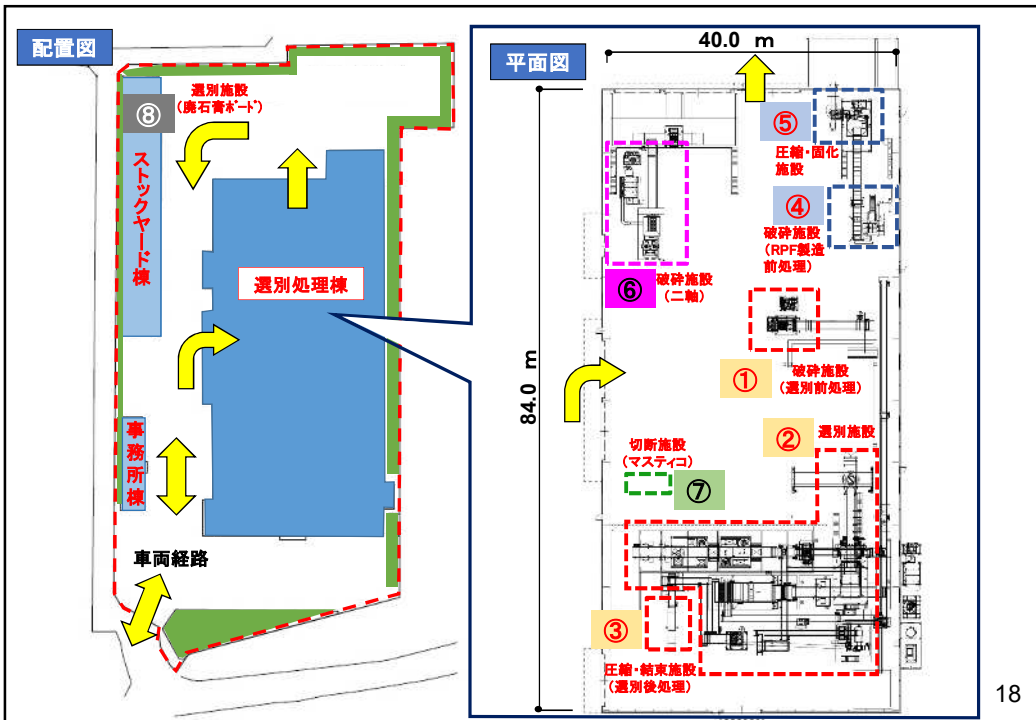
※各品目を単独処理した場合の処理能力

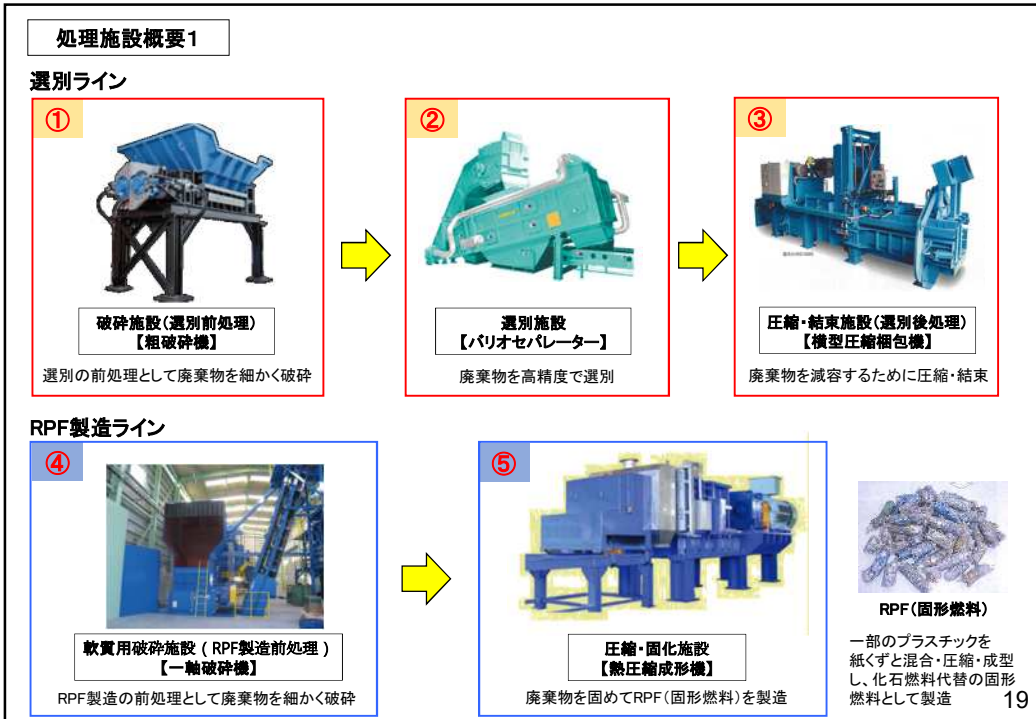


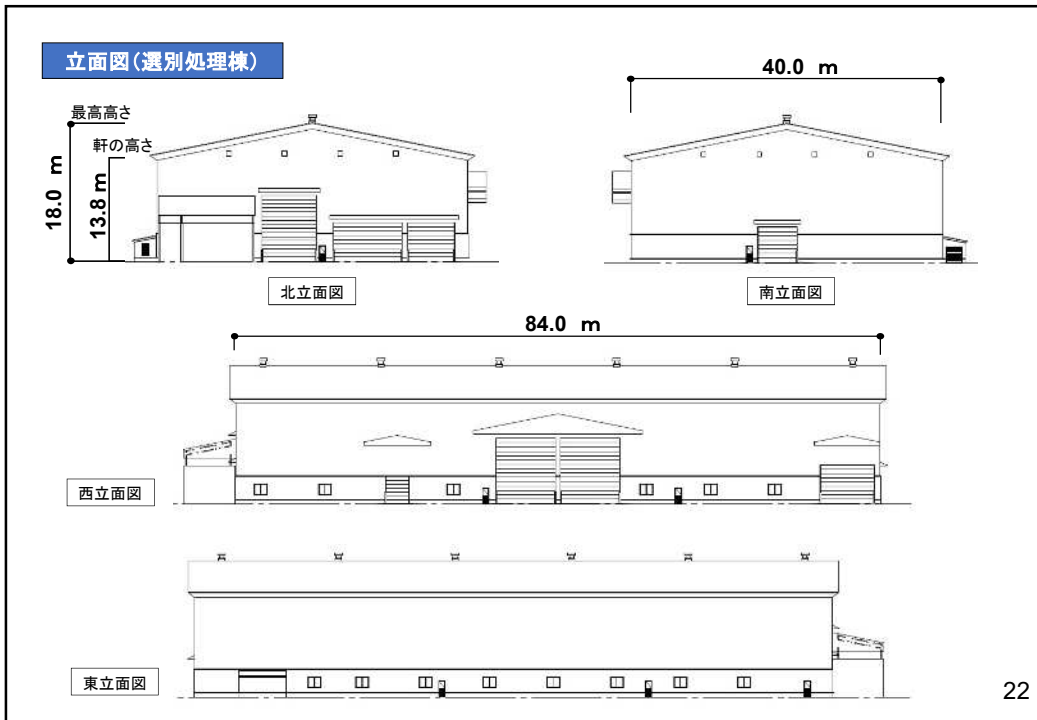
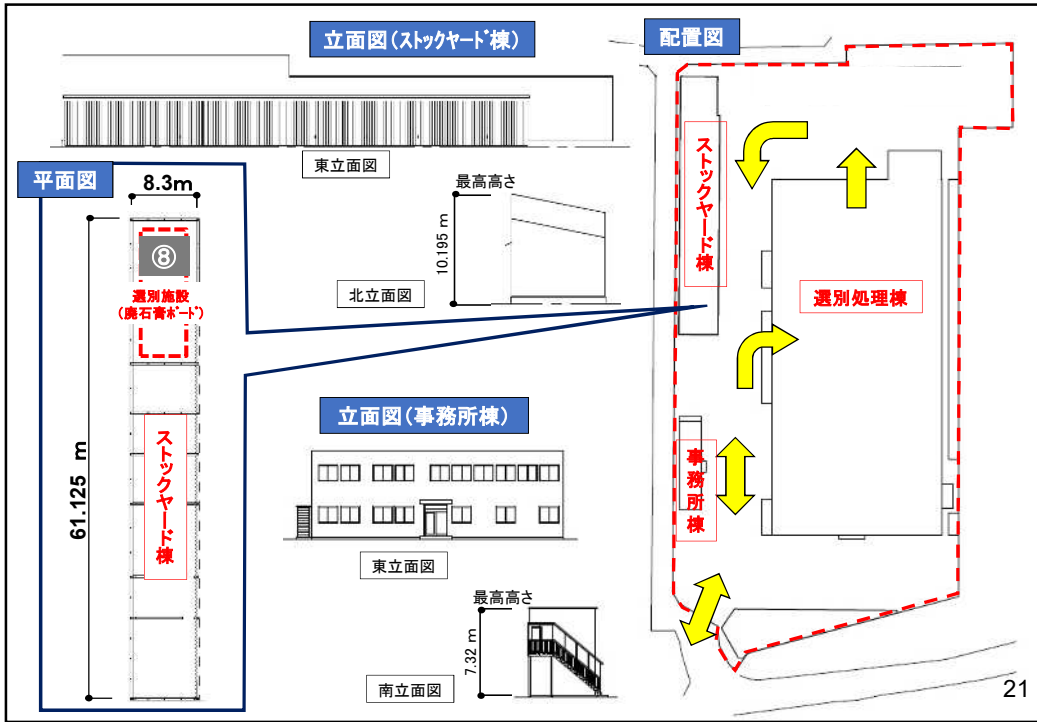












環境調査位置図



測定種別 測定地点名	騒音レベル 測定結果(dB)		振動レベル 測定結果(dB)	
	現状	予測	現状	予測
測定点(北)	51.2	61.0	33.9	52.4
測定点(東)	51.1	68.6	36.8	57.4
測定点(南)	57.8	68.3	36.8	52.7
測定点(西)	63.3	66.3	42.4	55.5
自主規制値 (参考法規制)	70 dB以下 騒音規制法 第4種区域		70 dB以下 振動規制法 第2種区域	

測定種別 測定地点名	粉じんレベル 測定結果(mg/m3)	
	現状	予測
測定点(北)	0.01	0.01006
測定点(東)	0.01	0.01000
測定点(南)	0.01	0.01000
測定点(西)	0.02	0.02001
環境基準値	0.1 mg/m3 以下	

23

産業廃棄物処理施設の敷地に関する長野県都市計画審議会の判断基準

項目	判断基準	計画内容の確認
周囲の状況	① 宅地化、市街化が促進される区域でないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地は、工業専用地域(工業の利便性を増進するために定める地域)に指定された大豆島東工業団地内に位置し、住宅の建築はできない ・道路を挟んだ北側一帯は市街化調整区域で、農業振興地域農用地区域にも指定された農地が広がっていることから、宅地化、市街化が促進される可能性は低い ・隣接地には申請者の本社工場や本社第二工場が稼働しており、同種の事業が行われていることから周辺土地利用状況との整合が図れる
	② 近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の幼稚園が直線距離で約500mの位置にあるが、申請敷地とは県道三才大豆島中御所線を挟んで反対側であり、車両の搬入・搬出ルート外でもある ・福祉施設については1km以上離れており、影響はほぼないと考えられる ・小中学校、医療施設は半径1km以内になし
	③ 災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への二次的被害拡大の恐れがないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・平坦な地形で土砂災害の想定なし ・地盤の液状化の可能性なし ・浸水想定は3m~5m未満であり、申請地が位置する大豆島から松岡の工業地域、工業専用地域の一帯は浸水可能性のある区域であるが、取り扱う廃棄物に危険物等はなく、洪水等災害予測時には、流出の恐れのある廃棄物は事前に工場内に移動させ容器保管するなど、周辺への流出を防ぐ対応が計画されている

24

産業廃棄物処理施設の敷地に関して長野県都市計画審議会が定める判断基準

項目	判断基準	計画内容の確認
環境への配慮	① 施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して適合することが確実にであると認められること	<ul style="list-style-type: none"> ・申請敷地は工業専用地域であり、騒音及び振動規制法の対象区域外であるが、自主規制値を設定して施設稼働後の騒音、振動予測値がその値を超えないことを確認している ・隣接する本社工場や第二工場も、毎月、騒音及び振動の測定を行い、自主規制基準値以下であることを確認しており、この測定は、処理施設新設後も引き続き実施していく ・粉じん(浮遊粒子状物質)の発生予測値についても環境基準を満たすことを確認済
運搬車両の周辺地域への影響	① 交通渋滞による道路交通に支障がないこと	申請地周辺の運搬車両の通行予定交差点について、現況の交通量を調査し、施設稼働に伴う車両の増加台数を加味した交通量予測計算を行った結果、交通容量等を下回ることを確認済
	② 交通安全上支障がないこと	運搬車両経路は、両側歩道や支障ない幅員の道路であり、運搬車両について、近隣住宅団地内への終日進入禁止や、車両サイズによって通行ルートを制限するなど、社内で交通安全を徹底しており、交通安全上支障ないと考えられる
景観への配慮	施設の高さ、大きさに応じて植樹等により、景観への配慮がされていること	長野市緑を豊かにする条例に定める緑化基準や、工場立地法の緑化基準を満たす計画となっており景観へ配慮されていると考えられる

25

「長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」による住民説明会

令和4年3月22日【事業計画概要説明会】

対象：大豆島下区、南屋島区（敷地境界から200m以内）出席者：32名



【公表縦覧】意見書の提出なし



令和4年8月29日【事業計画説明会】

対象：大豆島下区、南屋島区（敷地境界から200m以内）出席者：30名



【公表縦覧】意見書の提出なし

26

以上より、

- 建築基準法の規定に照らし、当該処理施設の敷地の位置は都市計画上支障がない
- 都市機能の一部として欠くことのできない施設



建築基準法第51条の規定に基づき許可は妥当と判断